

# 一般仕様書

No.1/2

1 受注者は、設計図書への記載事項以外は、すべて「岡山県土木工事共通仕様書」、「備前市下水道工事一般仕様書」、「備前市水道工事施工管理基準」、「土木工事施工管理基準」、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」、「保安施設設置基準」、「建設副産物適正処理推進要綱」により施工すること。

## 2 連絡について

連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いにより互いに知らせることをいう。  
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

## 3 書面について

書面とは、手書き、印刷物等による工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。  
ただし、工事打合せ簿については署名または押印したものを有効とする。  
なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。

4 受注者は、交通禁止・規制をする場合には、監督員に申請書を提出し、所管の警察署に道路使用許可を提出すること。

5 受注者は、工事の施工に当たっては、地元関係者との紛争がないよう、受注者で責任をもって施工すること。

## 6 面木の使用について

受注者は、コンクリート構造物の面木及び天端前面には、円形の物を使用すること。

## 7 建設副産物について

- ① 受注者は、建設副産物の発生量・処理状況及び再生資材等の利用状況把握に資するために、「建設副産物実態調査(センサス)」による搬出先調査の調書を作成することとする。対象工事は、建設副産物の有無及び搬入資材の有無に関わらず、最終請負代金額100万円以上の全ての工事とし、調書の作成については、工事完成後調査データを「建設副産物情報交換システム(COBRIS、コブリス)」に登録するものとする。
- ② 受注者は、下表に該当する資材の搬入、指定副産物の搬出が生じる建設工事については、「資源有効利用促進法」(以下「リサイクル法」という。)により計画書を作成し、監督員に提出すること。

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書
次のような建設資材を搬入する建設工事	次のような指定副産物を搬出する建設工事
1. 土砂・・・・・・・・1,000m <sup>3</sup> 以上	1. 土砂・・・・・・・・1,000m <sup>3</sup> 以上
2. 碎石・・・・・・・・500t以上	2. コンクリート塊
3. 加熱アスファルト混合物・・・・200t以上	アスファルト・コンクリート塊
	建設発生木材
	建設汚泥、建設混合廃棄物※
	合計
	200t以上

※建設汚泥、建設混合廃棄物については、リサイクル法で定められている品目ではないが、調査対象となる工事の中で、これらの品目が発生する場合には、併せて調査を実施すること。

## 8 施工合理化調査または歩掛調査について

本工事が施工合理化調査または歩掛調査の対象となった場合は、該当工種の調査を行い監督員に提出しなければならない。なお、調査要領等については、監督員の指示によること。

## 9 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)」について

備前市が発注する工事のうち、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)を使用する工事、又は特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)が発生する工事であって、建設リサイクル法施行令第2条第1項の規定による工事を「建設リサイクル推進工事(以下「推進工事」という。)」とする。

- ① 「推進工事」においては、建設リサイクル法第12条第1項に規定する説明事項(分別解体等の方法・解体工事に要する費用・再資源化等をするための施設の名称及び所在地・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等)について、契約書を提出する前に別に定める「通知に係る事前説明事項」の書面を監督員に提出し協議すること。
- ② 「推進工事」の契約書に掲げる「解体工事に要する費用等」欄の「別紙のとおり」の「別紙」とは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面」とする。

# 一般仕様書

No.2/2

- ③ 受注者は、「推進工事」において「建設業の許可票」若しくは「解体工事業者登録票」の標識に下図ステッカーを貼付しなければならない。
- ④ 受注者は、「推進工事」において監督員から建設リサイクル法第11条に規定される「通知」が完了した旨の回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
- ⑤ 受注者は、現契約が「推進工事」以外の工事で、工事着手後、現場条件等により「推進工事」となる場合は、監督員と速やかに協議し、④と同様、監督員からの回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
- ⑥ 受注者は、「推進工事」において、当初契約時に記載した再資源化等施設と異なる施設で再資源化等を行う際には、監督員と協議を行わなければならない。
- ⑦ 受注者は、「推進工事」における特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、再資源化等報告書を監督員に提出しなければならない。

「推進工事」(ステッカー)例



注)通知終了後、市監督員が交付。

- 10 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)の製品を用いなければならない。
- 11 本工事現場に配置する現場代理人については、次の要件を全て満たしていなければならない。
  - ① 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。(健康保険被保険者証の写し等で確認を行う。)
  - ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。
- 12 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに任意の様式により、監督員に提出することができる。

## 1 下請契約における発注者の指導について

- ① この契約に係る工事的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は、下請契約における注文者・下請契約における受注者との合理化が図られるよう、「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。
- ② 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、下請契約における注文者は、下請契約における受注者に対しては、発注者から受取った前払い金の均てん、請負代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等請負代金支払の適正化について配慮すること。

## 2 建設資材納入業者との契約について

この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。

## 3 工事の安全確保について

この契約に係る工事中の事故防止(交通及び工事現場)について、特に留意すること。

なお、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通安全対策について、道路管理者、監督員及び所轄警察署と十分連絡調整すること。

## 4 ダンプトラック等の適正な使用について

当該工事にかかる土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車両に限って使用すること。

## 5 ダンプトラック等による過積載の防止について

- ① 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- ③ ダンプカーのさし枠装着車等による違法運行は行わないこと。

## 6 建設業退職金共済組合等への加入等

- ① 建設業者は、建設業退職金共済組合(以下「組合」という。)等に参加するとともに、その建設業退職金共済組合制度等の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 建設業者が下請契約を締結する際は、当該契約の受注者に対して、この制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該受注者の組合加入並びに証紙の購入及び貼付けを促進すること。
- ③ 受注者は、組合から工事現場に建設業退職金制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

## 7 建設業法等の遵守について

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- ② 建設業法第26条の規定により受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事している者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る)を配置すること。
- ③ 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講した者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を提示すること。
- ④ 上記①及び②並びに③のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

## 8 建設業からの暴力団の排除の徹底について

工事の施工に際して、暴力団等からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、すみやかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。

また、監督職員とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議を行うこと。

# 現場説明書(指導事項)

No.2/2

## 9 労働基準法の遵守

この契約に係る工事の施工にあたっては、労働基準法の趣旨に則り、労働時間について遵守するよう努めなければならない。また、工期設定においては、雨天、祝祭日、官公庁閉庁日、工期が夏季にかかる場合は夏季休暇、工期が年末・年始にかかる場合は、年末年始休暇を考慮している。

## 10 不正軽油の排除について

本工事に伴い、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び建設機械等を使用する場合は、規格(JIS)に合った軽油を使用するものとする。また、調査のため建設機械等から燃料を採取する場合には、監督員の指示によりこれに協力すること。

## 11 労災補償に必要な保険の付保

本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。